

グループホームだんらん笹谷

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人あいあい福祉会
 (2) 法人所在地 福島県福島市松川町水原字神明山25番2
 (3) 電話番号 024-567-7700
 (4) 代表者氏名 理事長 小熊 弘人
 (5) 設立年月日 平成15年8月18日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス
 平成25年10月1日指定 福島市 0790100440
 (2) 施設の目的 要支援2又は要介護者であって、認知症により自立した生活が困難になった方々が、家庭的な環境の下で、その能力に応じた必要な生活介護及び家事援助等を受けながら、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
 (3) 施設の名称 グループホーム だんらん笹谷
 (4) 施設の所在地等 福島県福島市笹谷谷地前22-15
 (5) 電話番号 電話024-563-5331
 (6) 施設管理者 八巻 景子
 (7) 当施設の運営方針
 1 ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その人らしさを大切にしたい介護を実践いたします。
 2 明るく家庭的な雰囲気の中で、ご利用者の生きがいを高め、自立意欲の向上を支援いたします。
 3 ご家族や地域との結びつきを深めながら、ご利用者へのサービス向上に努めます。
 (8) 開設年月日 平成25年10月1日
 (9) 入所定員 18名 (2ユニット)

3. 居室及び共用設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18室	冷暖房、洗面台、テレビ設置設備あり
リビング	2室	各ユニット1室
台所	2室	各ユニット1室
共同トイレ	6室	各ユニット3室（全トイレにシャワー装備あり）
浴室	2室	個人浴槽室各ユニット1室（1階浴室にリフトあり）
地域交流室	1室	2階ユニット

○ご利用者及びご利用者代理人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況に応じて事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更していただく場合があります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜職員の配置状況＞

(R7年1月1日現在)

職種	人数	常勤		非常勤		主な保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1			・介護福祉士
計画作成担当者	2名		2			・介護支援専門員(1名) ・介護福祉士(1名)
介護従事者	14名	11	1	2		・介護福祉士(8名) ・介護初任者研修(1名) ・ヘルパー2級(2名)

＜勤務体制＞

(常勤) ① 7:00～16:00 ② 9:00～18:00 ③ 11:00～20:00
 ④ 13:00～22:00 ⑤ 22:00～7:30
 (非常勤) ① 8:00～13:00 ② 13:30～19:30

5. 利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 所持品の持ち込みについて

できるだけご自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。

特にご利用者の思い出の品(昔の写真アルバムや自分の作品、賞状等)や普段使用している食器類、お気に入りの品などをお願いします。家具や電化製品は、事前に居室スペースを確認の上、ご持参下さい。ただし破損等のおそれもあるためご了承の上ご持参下さい。

(2) 面会

面会時間は9時～17時と致しますが、やむを得ずこの時間以外になる場合は、他のご利用者のご迷惑にならないようお気をつけください。また、面会場所は原則として各居室と致します。なお、感染症予防のため流行時には玄関にて手指の消毒の励行やマスクの着用、管理者の判断により来訪制限等をさせて頂くことがありますのでご協力をお願いします。

※来訪の際は、面会簿にご記入のうえ職員にお申し出ください。

(3) 外出・外泊

ご家族の付き添いがあれば、外出、外泊は自由です。外出、外泊を希望される場合は、事前に職員にお申し出いただき「外出外泊届」にご記入ください。また、時間や期間が変更になる場合はご連絡ください。外出、外泊時等に医療機関で受診する場合は、当事業所にもご連絡ください。

(4) 当事業所設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、当事業所設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 飲酒・喫煙及び火気の取り扱い

居室内での喫煙および火気の使用は禁止させていただきます。喫煙は喫煙コーナー等指定された場所で行うこととし、職員が付き添いいたします。また、飲酒は他のご利用者に迷惑がかからない限りにおいて可能です。

(6) 金銭及び貴重品の持ち込み

金銭や貴重品の持ち込みはできるだけご遠慮ください。ただし、やむを得ない事由による場合は所定の手続きを経た後事務室でお預かりいたします。なお、無断で持ち込まれた場合の盗難、紛失につきましては、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(7) 宗教活動

宗教活動については信仰の自由を妨げるものではありませんが、勧誘や騒音等での他のご利用者の迷惑にならない範囲とさせていただきます。

(8) ペットの持ち込み

ペットの持ち込みは、できるだけご遠慮ください。持ち込まれた場合の世話は全てご本人に行って頂きます。また、他のご利用者にアレルギー反応があったり、迷惑が掛かる場合は禁止させていただきます。

6. 当事業所が提供するサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(1～3割)が介護保険から給付されます。利用料金は別紙に定めるとおりです。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介護サービス
- ②日常生活上の援助
- ③日常生活の中での、専門性を有しない機能訓練
- ④利用者及びご家族への相談、援助

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ①家賃
- ②食事の提供に要する費用

ご利用者に提供する食事の材料及び調理材料にかかる費用です。

- ③水道光熱費
- ④共益費

居住に必要な建物にかかる軽微な保守、居室備品、生活・健康管理関連機器、家財保険料など共同の益に関する費用をご負担いただきます。（「利用料金について」参照）

⑤日常費用支払代行

介護サービス以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行（立替支払）を申し込むことができます。本サービスを希望される場合は「日常費用支払代行同意書」への同意が必要となり、手数料として別途1日50円いただきます。

⑥その他日常生活上必要となる諸費用

ご利用者個人の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるもの（おむつ代・通院費用・薬代・理髪代等）にかかる費用を実費負担いただきます。

7. 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。お支払い方法は、当事業所でのお支払い、指定口座への振込、口座自動引落としの中から選ぶことができます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

※口座引き落としは基本的には27日(土日・祝日にあたる場合は次の平日となります。)

8. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者及びご利用者代理人の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	福島第一病院
所在地	福島市北沢又字成出 16-2
診療科	内科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、心臓血管外科、放射線科リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	福島訪問歯科医院
所在地	福島市鳥谷野梅の木内 29-3

③緊急時の連絡先

◎第一緊急連絡先			
氏名		続柄	
住所			
電話番号			

◎第二緊急連絡先			
氏名		続柄	
住所			
電話番号			

9. 退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所は継続してサービスを利用することができますが、下記の様な事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただきます。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ② 事業所が解散や破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者又はご利用者代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 当事業所から退所の申し出を行った場合

（1）利用者又はご利用者代理人からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者又はご利用者代理人から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合、15日間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解除することができます。但し、次の場合には即時に契約を解除し、退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院され、退院の見込みが立たない場合
- ③ 当事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④ 当事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当事業所が適切な対応をとらない場合

（2）当事業所からの申し出により退所していただく場合

当事業所は、以下の事項に該当する場合、ご利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- ① ご利用者又はご利用者代理人が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

＊3ヶ月以内に退院された時には、退院後も再び当事業所に入所することができます。

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、ご相談させていただきます。

- ⑤ ご利用者又はご利用者代理人が故意に法令その他契約内容の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑥ ご利用者が通知を行わずに居室より退去し、事業者が様々な方法でご利用者又はご利用者代理人に意思確認をしようとしても連絡が取れず30日以上経過した場合

（3）円滑な退所のための援助

ご利用者が当事業所を退所する場合には、ご利用者及びご利用者代理人の希望により、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得た上で、以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. サービス提供における事業者の責務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又はご利用者代理人の請求に応じて閲覧することができます。
- ③ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者の生命及び身体に危険が生じる場合には、ご利用者及びご家族と相談のうえ、やむ得なく身体拘束をする場合があります。
- ④ 事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族様に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、介護保険サービス及び医療機関の利用について、市町村、介護保険サービス提供事業者及び医療機関に対し、ご利用者及び身元引受人の同意の上情報を提供する場合があります。

11. 地域との連携について

当事業所では、地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した生活を提供できるように、地域住民やご家族様代表などで構成した運営推進会議を2か月毎に開催し、地域と連携し開かれた運営を行います。

12. 非常防災対策

当事業所では、以下のような防災設備の設置及び防災訓練を実施しております。

- ①防災設備：火災報知機、消火器、自動火災通報装置、スプリンクラー
- ②防災訓練：年2回（1回は消防署立会い）

13. 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者（市町村）・ご利用者のご家族に連絡して必要な措置を講じます。

サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によってご利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害を賠償します。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時において、ご利用者に当事業所のサービスを継続的に提供するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

16. 感染症の予防及びまん延防止

感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はまん延防止のための研修及び訓練の実施

17. 虐待防止への対応

ご利用者の人権保護と虐待防止を図り、健全な支援を提供するために職員に対する研修、苦情処理体制の整備、その他虐待防止に必要な措置を行い、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに保険者(市町村)に通知します。

18. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) ご利用者及びそのご家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ①職員に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

19. 福祉サービス第三者評価

当事業所では運営の透明化とサービスの質の向上のため、第三者による外部評価を受けております。

実施した直近の年月日	令和7年3月31日
実施した評価機関の名称	NPO法人福島県福祉サービス振興会
評価結果の開示状況	施設内資料開示場

20. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで（月～金））
当事業所のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付致します。

苦情解決責任者	八巻 景子（管理者）	
第 三 者 委 員	佐藤 紀子	電話 024-558-3897
第 三 者 委 員	中村 フヂノ	電話 024-557-5942

- (2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

福島市 介護保険課	電話 024-525-6587
福島県国民健康保険団体連合会	電話 024-528-0040
福島県運営適正化委員会事務局	電話 024-523-2943
福島県 保健福祉部	電話 024-521-1111

この重要事項説明書は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

利用料金について

●保険給付サービス

食事、排泄、入浴（清拭）、着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での専門性を伴わない機能訓練、健康管理、相談、援助等。

上記については、包括的に提供され要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。

1日当たりの介護保険自己負担分（1割の場合）

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料金	749円	753円	788円	812円	828円	845円

※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金になります。

*上記利用料金以外に下記の加算が加算されます。

初期加算（1日：30円）

医療連携加算（1日：39円）

サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅲのいずれか（1日あたりⅠ:22円、Ⅱ:18円、Ⅲ:6円）

科学的介護推進体制加算（1月：40円）

介護職員等処遇改善加算Ⅱ（1月：17.8%）

●保険給付以外のサービス費

○家賃 45,000 円/月

○食費 1,620 円/日

食事内容	朝食	昼食	夕食	おやつ
料金	385円	485円	640円	110円

○水道光熱費 15,900 円/月（30日の場合）

530 円/日

※水道代、電気代、ガス代に変更があった場合は変更の可能性があります。

○共益費 14,800 円/月

共益費には居住・生活に関連する建物にかかる軽微な保守・修繕費用、空調・電気・給排水設備等の軽微な保守・修繕費用、家財保険料、居室内におけるカーテン・ベッド等什器備品にかかる保守・修繕費用、AED（消耗品含）、自動車関係費、通信費、廃棄物処理費、建物周辺環境整備費、調理器具等の備品消耗品費が含まれています。

○日常費用支払代行 50 円/日

○実費

通院（往診）代、薬代、理容代、その他個人消耗品等の費用は実費を別途にお支払いいただきます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者及びご利用者代理人、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

事業者	社会福祉法人あいあい福祉会
名 称	グループホーム だんらん笹谷
所在地	福島県福島市笹谷字谷地前 22-15
代表者	管理者 八巻 景子
	説明者 八巻 景子

私は、重要事項説明書に基づき、施設より説明を受け地域密着型認知症対応共同生活介護サービス提供の開始に同意しました。

ご利用者住所：

氏名：

ご代理人代理人住所：

氏名：